

ナゴラン 保護増殖事業計画

令和7年3月4日
沖縄県環境部自然保護課

ナゴラン保護増殖事業計画

令和7年3月4日

沖縄県環境部自然保護課

第1 事業の目標

沖縄県希少野生動植物保護条例（沖縄県条例第46号）第25条において、指定希少野生動植物種のうち自然生育地での保護が困難な種については、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、保護増殖事業計画を定めるものとしている。指定希少野生動植物種のナゴランについては、園芸用の過度な採取や自然林の伐採などの開発を減少要因として沖縄島では生育が確認されておらず、伊平屋島に僅かな生育が確認されるのみで存続が危ぶまれる状況である。

また、集団や個体の減少及び集団の分断化により、遺伝的多様性の減少が絶滅のリスクを上げる可能性があり、危機的な状況にあることが考えられる。

そのため、自然生育地の保全の対策と並行して、本種を対象とした保護増殖事業を進めていく必要がある。

本計画では、自然生育地における生育状況等の把握とモニタリングを行い、その結果等を踏まえ、生育地の環境改善や盗掘防止対策の強化等を図るとともに、将来的には、野生復帰の手法の検討も行ったうえで、本種の自然生育地への野生復帰を図り、自然状態で安定的に存続できる状態とすることを目標とする。

第2 事業の対象種

本条例にもとづき指定希少野生動植物種に指定される維管束植物の下記の種とする。

ナゴラン（令和4年12月20日告示、令和5年1月1日施行）

第3 事業区域

沖縄諸島における対象種の自然生育地に加え、第4の3の栽培及び人工繁殖等を行う区域

第4 事業の内容

1 生育状況等の把握、モニタリング

(1) 生育状況調査及びモニタリング

対象種の生育状況を把握するための調査及び定期的なモニタリングを行うとともに、本来の生育域を把握するため過去に記録されたことがある生育地の分布状況について情報収集を行う。

なお、調査の実施にあたっては、生育地に悪影響を及ぼすおそれがある踏みつけ等の行為を避けるよう努めることや対象種が極めて危機的な生育状況にあることを鑑みて、生育地が第3者に認知されないよう立ち入り時の配慮や情報の取り扱いは十分に留意して行う。

(2) 生育環境及び生物学的特性調査

対象種の生育地における植生、地形等の生育環境等を把握する。また、現地調査及び文献調査等により自然条件下での生活史や繁殖様式、共生菌の特定など実生の定着環境等の把握を行う。

(3) 影響要因の把握調査

愛好家による採取以外の減少要因の可能性がある植生の遷移、訪花昆虫及び食害昆虫の動態等個体群の維持に影響を及ぼすおそれのある要因及びその影響を把握する。調査及びモニタリングは上記(1)、(2)において行う。

2 自然生育地における生育環境の維持・管理

対象種を自然状態で安定的に存続させるため、1で得られた知見等を踏まえ、野生復帰のために必要な生育環境等を確保するための対応策を検討し、好適な生育環境等を形成・維持するために必要な改善を図る。そのうえで、土地の所有者又は占有者及び管理者による必要な配慮がなされるよう努める。

3 栽培及び人工繁殖の実施

対象種の栽培及び人工繁殖については、基本的に屋内で実施する。

対象種の新たな生育地が確認された場合は、生育地間での遺伝的な差異の

存在する可能性があり、生育地外での系統保存及び将来的な野生復帰は人為的なかく乱の要因となる可能性が高いことから、各生育地を単位として保護増殖事業の必要性を検討する。そのため、個体群の遺伝的特性の維持を図るために生育地別に個体はわけて栽培及び人工繁殖することに加え、極力、同一生育地内の遺伝的多様性が失われることが無いような栽培株数とすることや生育地外からの新たな病害等にさらされることが無いよう、栽培環境の衛生面や管理等に留意して行うこと等、栽培及び人工繁殖の手法の決定並びに実施にあたっては、適切な個体群の維持・管理を考慮する。

なお、本事業での目標達成が困難と判断される場合には、遺伝子資源の保存等の各種の手法による系統保存等も検討を行うこととし、野生復帰を検討する場合は人為的なかく乱が許容範囲となるように、野生復帰の必要性や手法、放出先の生態系への影響等について十分な配慮のうえで行う。

第5 普及啓発の推進

対象種の保護増殖事業を実効性あるものとするためには、各種事業活動を行う事業者、国及び関係市町村並びに関係地域の住民等の理解及び協力が不可欠である。このため、対象種の生育状況、保護の必要性、本事業の実施状況等に関する普及啓発をする。

第6 効果的な事業の推進のための連携の確保

国、関係する地方公共団体、対象種に関して専門的知識を有する者のほか、各種団体・個人、地域住民等の関係者間の連携を図り、本事業が効果的に実施されるよう努める。

具体的な取組として、関係者による合意形成等を目的としたワーキンググループ協議会を組織し、生育地の土地所有者又は管理者及び地域住民へ保護の重要性を訴求するための活動を行うとともに、盗掘対策に係る効果的な対策のあり方等について検討を進める。